

シンボル事業③「小規模地域対応施設の地域移譲」と 「自治会館の開放型」への誘導・支援策

1 小規模地域対応施設の現状

現在の全ての施設サービスを現状のまま維持し、継続していくことは、事実上不可能な時代がすぐそこまでやっています。

公共施設には、それぞれに大切な機能（役割）が存在します。本市の公共施設は、拡大する行政需要や市民ニーズに対応して整備を進めてきましたが、時代とともに市民ニーズは変化し、施設に求められる機能も変化します。今後は、一つの機能のために一つの施設が必要という従来の考えから脱却（施設と機能を分離）し、「施設の維持」から「機能の維持」に発想を切替え、必要な施設の規模と機能を確保した中で、提供する市民サービスの質の向上に努めなければなりません。

本市においても、秦野市公共施設再配置計画において、公共施設の床面積を2050年までに31.3%削減することとし、「児童館」や「老人いこいの家」といった小規模な地域対応施設は、ハコモノは廃止し、機能は地区の施設と複合化することを計画しています。

一方、複合化や集約を進めることは、特に高齢社会下において利便性を損なうことになってしまうことから、地域の身近な場所に、公共施設の機能を補完する施設が必要です。

そのため「老人いこいの家」や「児童館」といった地域に根付いた小規模な地域対応施設を、地域が運営することにより、一つの機能にこだわらない、地域が真に必要としている公共的機能を担うことができる施設となり、また、地域に存する自治会館を「開放型自治会館」として積極的に活用することで、身近な場所での公の機能（役割）を補完するネットワークを構築することができることから、「小規模地域対応施設の地域移譲」と「自治会館を開放型とすること」を進めます。

なお、市からの一方的な姿勢ではなく、各地域の要望や実状に配慮しつつ環境整備を進め、移譲後の施設や開放型自治会館が、地域のための施設としての役割や機能を担っていくための支援が必要です。

2 「開放型自治会館」とは

地域の力による地域住民に親しまれる開放された地域コミュニティ施設として、自治会館だけの機能や使用にこだわらず、自治会館の機能に加えて、公の施設の機能を補完する役割を有した多目的施設を言います。

3 秦野市公共施設再配置計画による位置付け

2 生涯学習施設

(2) 青少年用施設

児童館

【基本計画及び実行プラン】

再配置の方向性と計画内容		第1期基本計画(H23~H32)					
		前期実行プラン					後期
		H23	H24	H25	H26	H27	
①	施設の老朽化の度合いや周辺の施設配置などを考慮しながら、近隣の公民館等へ児童館の機能を順次移転	○	○	○	○	○	○
②	[シンボル事業③] <u>小規模地域施設の移譲と開放</u> 地区会館等の機能を担ってきた施設は、地域への譲渡又は地区会館等としての建替えを支援		●	●	●	●	●
③	児童ホームとの統合など、新しいタイプの児童の放課後スペースの機能設置を検討	>	>	>	>	>	>

4 福祉施設

(2) 高齢者用施設

老人いこいの家

【基本計画及び実行プラン】

再配置の方向性と計画内容		第1期基本計画(H23~H32)					
		前期実行プラン					後期
		H23	H24	H25	H26	H27	
①	[シンボル事業③] <u>小規模地域施設の移譲と開放</u> 地域の施設として地域に譲り渡し、地域の特性に応じて自由に運営し、必要に応じて行政が援助		●	●	●	●	●

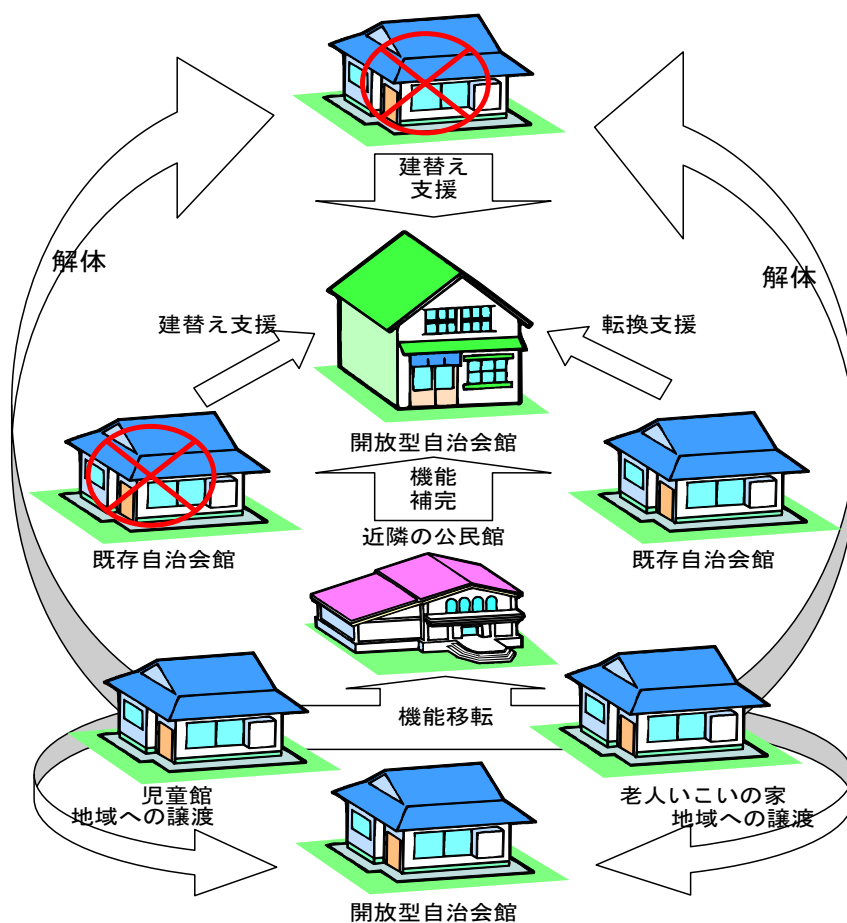
3 庁舎等

(3) その他の施設

自治会館

【基本計画及び実行プラン】

再配置の方向性と計画内容		第1期基本計画(H23~H32)					
		前期実行プラン					後期
		H23	H24	H25	H26	H27	
①	自治会が使用している寄付された市有地は、できるだけ早い時期に、条例改正により手続きを簡素化したうえで、自治会に無償譲渡	○	○	○	○	○	○
②	①以外の市有地を使用している場合は、減額譲渡又は減額貸付を検討	>	>	>	>	>	>
③	<p>[シンボル事業③]</p> <p><u>小規模地域施設の移譲と開放</u></p> <p>自治会館の新たな建設に当たっては、複数の自治会が共同し、施設を一定規模以上のものとして、地域における貸館機能を有する会館とすることについて、補助制度の優遇措置などにより誘導するとともに、既存の会館についても、サークル活動等に開放することについて支援</p>		●	●	●	●	●



4 「小規模地域対応施設の地域移譲」と「自治会館の開放型」への誘導支援策

① 小規模地域対応施設の「無償譲渡」

小規模な地域対応型の施設は、そのサービスを楽しむ地域住民自らが将来のあり方を考え、地域による独立した運営を行うことにより、地域の実情に合わせた独自性のある運営が可能となり、一つの機能にこだわらない、地域の力による新しい公共が実現できる施設です。

そこで、公共施設再配置計画に基づき、積極的に地域への移譲を進める必要があることから、地域のための公共的利用を伴う移譲にあたっては無償譲渡とし、地域のまちづくりと協働の推進を図ります。

② 開放型自治会館の建設に伴う「機能補完補助」

自治会館だけの機能や使用にこだわらず、自治会館機能に加え、公の施設の機能を補完する役割を有した多目的施設として、地域の力による地域住民に親しまれる開放された地域コミュニティ施設を目指すため、機能補完補助による上乗せ補助をもって「開放型自治会館」を推奨します。

5 公益法人と収益事業

認可地縁団体の場合は公益法人とみなされ、法人税等については収益事業のみ課税対象となり、地域の活動のためであっても、物品の販売、不動産の貸付け等の収益事業を行ってれば、その収益事業による所得に対して課税されます。

※ 詳細については、それぞれの所轄機関へお尋ねください

課税の目安

- 1 法人税（国税） 収益事業を行っている場合に課税
- 2 法人県民税（県税）
 - （1）法人税割 収益事業を行っている場合に課税
 - （2）均等割 課税されますが、収益事業がない場合に限り、減免申請により免除
- 3 法人市民税（市税）
 - （1）法人税割 収益事業を行っている場合に課税
 - （2）均等割 課税されますが、収益事業がない場合に限り、減免申請により免除

小規模地域対応施設の無償譲渡方針（案）

I 無償譲渡の使用目的

- ・ 地域のための施設として使用する場合
 - ① 自治会館、開放型自治会館として使用
 - ② 従前の設置目的を継承
 - ③ 公益事業の実施 ※一定の収益が見込める場合は、減額譲渡
- ・ 使用目的の機能の維持期間を5年間とし、機能維持に努めること

II 無償譲渡の相手方について

- ・ 認可地縁団体（地方自治法第260条の2に基づく地縁による団体）
- ・ NPO法人を含む公益法人等

III 無償譲渡の対象とする財産

- ・ 建物及び付属物は、無償譲渡とする
- ・ 土地は、原則として市有地の場合は無償貸付とする
しかし、過去に自治会等の使用を目的として寄付を受けた土地については、財産管理課との協議の上、無償譲渡できる場合があります。
※ 起債事業により設置した施設で、起債の償還が完了していない施設、又は、国、県の補助事業により設置した施設等で、財産の処分制限期間を超えていない施設については、財政課との協議を要する。

IV 譲渡に係る一切の経費

- ・ 譲渡に係る一切の経費は、受入れ団体が負担
ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない

V 維持管理に係る費用について

- ・ 譲渡後の維持管理経費は、受入れ団体が負担

VI 財産の管理

受入れ団体は、機能の維持期間内においては、当該財産を善良な管理の下で維持するものとし、次に該当する場合は市長の承認を受けること、または時価相当額を支払うこと

- ① 当初の目的以外に使用する場合
- ② 譲渡又は交換する場合
- ③ 貸し付け又は担保に供する場合

VII 議会の議決、条例改正

- ・ 地縁団体等に市有財産を無償譲渡する場合は、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を要する

※ 補助制度の実施については、市民自治振興課にて別途決済

開放型自治会館の建設に伴う機能補完補助基準（案）

開放型自治会館などの建設等に係る支援として、従来の補助に加えて、機能補完補助を設け、建物は現在の補助率に15%（全体の75%）、用地は20%（全体の50%）の補助率を上乗せします。

建物 上限1,800万 機能補完補助適用の場合 上限なし

現在の補助 60%	機能補完補助 15%	自治会自己負担 25%
--------------	-----------------------	----------------

用地 上限1,050万 機能補完補助適用の場合 上限なし

現在の補助 30%	機能補完補助 20%	自治会自己負担 50%
--------------	-----------------------	----------------

I 機能補完補助の条件

- ・ 公の施設の機能補完事業を実施すること
 - ① 会館のレンタルスペース（貸室）を実施すること
 - ② ①に加え、次の中から一つ以上の事業を月1回以上開催すること
 - ・ 地域サロンのようなコミュニティ空間としての開放の実施
 - ・ 地域住民に寄与する公益目的事業（市が主催するような事業）
 - ・ 自治会からの提案事業（地域活性化事業等）
 - ③ 開放型機能の維持期間を10年間とし、機能維持に努めること

II 機能の維持

補助交付団体は、機能の維持期間内においては、補助事業の内容を維持するものとし、内容を変更する場合は市長の承認を受けること、または、機能補完補助金相当額を支払うこと

※ 機能補完補助の実績報告等

機能補完補助は、従来の建設補助に加えて、機能面に対して補助をするものであることから、建設後の施設において、公の機能や役割が担われているか検証する必要があります。

そのため、10年間で公の機能や役割を担うべき機能維持の必須期間として、「実績報告書」の提出を義務付けるものとします。

また、機能補完の検証にあたって、検証に専門性を有するもの（公益目的事業など）は、それぞれの事業担当課によるフォローが必要です。